

整合

第四次川越市総合計画（後期）《計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）》

【現況】令和6年3月に次期計画策定に向けたアンケート調査の結果を公表。当該調査結果等を基礎資料として計画策定を進めていく
【こども計画との関連】

本市の**最上位計画**。子ども・子育てに係る施策は、少子化対策の推進、児童福祉の推進、幼児期の教育・保育と学童保育の充実、青少年健全育成の推進など、子どもに関する施策が幅広く明記されている。

第四次川越市地域福祉計画《計画期間：令和3年度～令和8年度（6年間）》

【現況】今年度中に計画の中間評価と見直しを実施予定。

【こども計画との関連】

本市の福祉分野の計画の整合を図り、共通的な事項を記載する**上位計画**。
こども計画を含め、以下の各福祉計画との整合を図っている。

川越市こども計画《計画期間：令和7年度～令和11年度（5年間）》

【現況】昨年度に実施したアンケート調査等を基礎資料として、今年度中に計画を策定する※本分科会での審議事項

【包含する計画】児童福祉法「市町村整備計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法「自立促進計画」、次世代育成支援対策推進法「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律「市町村計画」、母子保健計画策定指針「母子保健計画」

整合

川越市障害者支援計画《計画期間：令和6年度～令和8年度（3年間）》

【現況】令和6年3月に令和6年度を始期とする計画を策定。

【こども計画との関連】主に障害児・医療的ケア児関連施策について連携。

【主な関連施策】児童発達支援センターの運営、障害児通所支援事業の充実

すこやかプラン・川越《計画期間：令和6年度～令和8年度（3年間）》

【現況】令和6年3月に令和6年度を始期とする計画を策定。

【こども計画との関連】主に地域福祉について連携。（支えあい機能の強化）

【主な関連施策】ヤングケアラー支援

主な関連計画

第三次川越市教育振興基本計画《計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）》

【現況】今年度中に次期計画策定に向けたアンケート調査を実施予定。

【こども計画との関連】主に教育関連施策について連携。

【主な関連施策】オールマイティーチャーター配置事業、小中学校における食育の推進

健康かわごえ推進プラン(第2次)《計画期間：令和2年度～令和6年度（5年間）》

【現況】昨年度に実施した調査結果を基礎資料として今年度中に次期計画を策定する。

【こども計画との関連】主に子どもの健やかな成長のための保健対策について連携。

【主な関連施策】食育の推進、口腔ケア

第六次川越市男女共同参画基本計画《計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）》

【現況】令和5年12月にアンケート調査結果を公表。今年度は中間取りまとめを行う予定。

【こども計画との関連】主に子育てを支える環境づくり、虐待防止の推進について連携。

【主な関連施策】放課後児童健全育成事業、要保護児童対策地域協議会

第五次川越市国際化基本計画《計画期間：令和4年度～令和7年度（4年間）》

【現況】今年度中に次期計画策定に向けた調査を実施する予定

【こども計画との関連】主に多文化共生の推進について連携。

【主な関連施策】日本語教室、国際理解講座

第三次川越市保健医療計画《計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）》

【現況】今年度中に次期計画策定に向けた調査を実施する予定

【こども計画との関連】主に妊娠から切れ目ない支援について連携。

【主な関連施策】産後ケア事業、利用者支援事業（母子保健型）、乳幼児健診

(仮称) 川越市こども計画に新たに取り組む必要がある主なもの

○こども誰でも通園制度

同制度については、「子ども・子育て支援法」の成立等を踏まえ「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画」における量の見込み算出の対象制度となる見込み

○ヤングケアラー

子ども・若者育成支援推進法の改正により、法律上「ヤングケアラー」を自治体の支援対象として位置づけられる見込み

等